仙台市水道局工事成績評定要綱

(平成 14年 10月 30日 管理者決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、仙台市水道局が発注する請負工事の成績評定(以下「評定」という。) に必要な事項を定め、厳正かつ適切に実施することにより、工事請負者の適正な選定及 び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、仙台市水道局検査事務要綱別表に定める計画課長所管の検査の範囲の請負工事とする。

(評定者)

- 第3条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、次に掲げる者とする
 - (1) 仙台市水道局請負工事監督員要綱第2条第3項に規定する総括監督員
 - (2) 仙台市水道局請負工事監督員要綱第2条第4項及び第5項に規定する主任監督員 及び監督員
 - (3) 仙台市水道局検査事務要綱第3条に規定する検査員
- 2 工事一件の評定者は、総括監督員、主任監督員及び監督員(以下「監督職員」という。) 並びに検査員とする。

(評定の時期)

第4条 評定は,監督職員が行う評定は工事が完成したときに,検査員が行う評定は検査を 実施したときに,それぞれ行う。

(評定の実施)

第5条 各評定者は請負工事ごとに,工事成績調書の各評定項目について第6条から第8条 に定めるところにより,的確にかつ公正に評定を行う。

(主任監督員及び監督員が行う評定の内容及び方法等)

- 第6条 主任監督員及び監督員は、工事成績調書の評定項目中「施工体制」、「施工状況」、「出来形及び出来ばえ(出来形・品質)」及び「創意工夫」について評定を行う。この うち「創意工夫」については、受注者から創意工夫・社会性等に関する実施状況(様式 1-1号及び様式1-2号)が提出された場合に評定する。
- 2 主任監督員及び監督員は,成績評定結果を工事成績調書及び考査項目別運用表により, 総括監督員へ報告する。

(総括監督員が行う評定の内容及び方法等)

第7条 総括監督員は、前条により主任監督員及び監督員の行った評定の結果等を総合的

に判断し、工事成績調書の評定項目中「施工状況(工程管理・安全対策)」、「工事特性」、「社会性等」及び「法令遵守等」について評定を行う。このうち「社会性等」については、受注者から創意工夫・社会性等に関する実施状況(様式1-1~2号)が提出された場合に評定する。

- 2 総括監督員が前項により評定した結果をもって監督職員が行う工事成績評定とする。
- 3 総括監督員は、検査請求時に前項の成績評定結果(工事成績調書)を計画課に送付する。

(検査員が行う評定の内容, 方法及びとりまとめ等)

- 第8条 検査員は、工事成績調書の評定項目中「施工状況(施工管理)」及び「出来形及び 出来ばえ」について評定を行う。
- 2 前項により評定した結果をもって検査員が行う工事成績評定とする。
- 3 検査員は、監督職員の成績評定結果と検査員の評定結果を合わせ、最終の工事成績調書とし、その評定結果を計画課長に報告する。

(評定結果の工事担当課長への報告)

第9条 計画課長は、前条第3項による報告を受けたときは、遅滞なく工事に係る事務を 所掌する課の長(以下「工事担当課長」という。)に評定結果を報告する。

(評定結果の受注者への通知)

- 第 10 条 工事担当課長は、前条による報告を受けたときは、遅滞なく当該工事の受注者 に対して、工事成績評定通知書(様式 2 号)に項目別評定点(様式 4 号)を添付して、 評定の結果を通知する。
- 2 前項の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、評定内容について、書面により説明を求めることができる。

(評定の修正)

- 第 11 条 工事担当課長及び計画課長は、前条第 1 項の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。
- 2 工事担当課長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく当該工事の受注者に対して、 工事成績評定修正通知書(様式3号)によりその結果を通知する。
- 3 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(説明の責務)

第12条 工事担当課長は,第10条第2項又は前条第3項の規定による説明を求められたときは,速やかにこれに応じなければならない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成15年 4月 1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に発注手続きに着手する契約について適用し、同日前に発注手続きに着手した契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年 3月 8日改正)

- この改正は、平成22年 4月 1日から実施する
 - 附 則 (平成26年 2月21日改正)
- この改正は、平成26年 4月 1日から実施する附 則 (平成27年 3月 4日改正)
- この改正は、平成27年 4月 1日から実施する
 - 附 則 (平成28年 2月26日改正)
- この改正は、平成28年 4月 1日から実施する附 則 (平成31年 3月26日改正)
- この改正は、平成31年 4月 1日から実施する
 - 附 則 (平成31年 3月29日改正)
- この改正は、平成31年 4月 1日から実施する附 則 (令和 2年 3月19日改正)
- この改正は、令和 2年 4月 1日から実施する

(様式1-1号)(土木・配管)

創意工夫・社会性等に関する実施状況

	haha 1-1	,
工事名	第 另	受注者名
項目	評 価 内 容	備考
□ 創意工夫	□ 施工	施工に伴う機械,機具,工具,装置類
		二次製品,代替製品の利用
		施工方法の工夫
自ら立案実施し		施工環境の改善
た創意工夫や技		仮設計画の工夫
術力		施工管理,品質管理の工夫
	□ 新技術活用	NETIS登録技術のうち
		・試行技術の活用
		・「少実績優良技術」の活用
		・「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」
		の活用
		・試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術
		の活用
	□品質	土工,設備,電気の品質向上の工夫
		コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫
		鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫
		配筋、溶接作業等の工夫
	□ 安全衛生	安全施設・仮設備の配慮
		安全教育・講習会・パトロールの工夫
		作業環境の改善
		交通事故防止の工夫
□ 社会性等	□ 地域への貢献等	周辺環境への配慮
		現場環境の周辺地域との調和
地域社会や住民		地域住民とのコミュニケーション
に対する貢献		災害時など地域への支援・行政などによる救援活動
		への協力等

- 1.
- 2. 該当する項目の□にレマークを記入。
- 3. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

(様式1-1号) (建築・電気・機械)

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名	第 号	<u>.</u>	受注者名	
項目	評 価 内 容		備	考
□ 創意工夫	準備・後片付け			
	施工	施工に伴う機	綫械, 機具, 工	1具,装置類
		二次製品,代	替製品の利用]
自ら立案実施し		施工方法のエ	夫	
た創意工夫や技		施工環境の改	(善	
術力		仮設計画のエ	夫	
		施工管理,品	質管理の工夫	÷
	品質			
	安全衛生	安全施設・仮	設備の配慮	
		安全教育・講	習会・パトロ	ロールの工夫
		作業環境の改	(善	
		交通事故防止	の工夫	
	施工管理関係			
	その他			
□ 社会性等	地域への貢献等	周辺環境への	配慮	
		現場環境の周	辺地域との調	11和
地域社会や住民		地域住民との	コミュニケー	-ション
に対する貢献		災害時など地	1域への支援・	行政などによる救援活動
		への協力等		

- 1. 該当する項目の□にレマークを記入。
- 2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

創意工夫・社会性等に関する実施状況 (説明資料)

工 事 名		/
項目	評 価 内 容	·
提 案 内 容		
(説 明)		
(Mr. 11 EN)		
(添付図)		

説明資料は簡潔に作成す	- ス も の	カレル	必要に	広じて	一別一套	レナス	5			
(様式2号)	<i>⊅</i> 0 ∨	<i>,</i>	必安に			C 9 6	J ₀			
(依氏之方)								年	月	日
受 注 者										
	様									
						仙	台市力	火道 事	業管理	者
										印
T	車	成績	· 並	完	浬	生 π	畫			
	7		ŧ pT	√ L	ጦ	ΛH	Ħ			

年 月 日付けで請負契約を締結した次の工事について、仙台市水道局工事成績評定要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑義があるときは、この通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、書面により説明を求めることができます。

記

1	契約番号	第 号	
2.	設計番号		
3.	工 事 件 名		
4.	完成検査日	年 月 日	
5.	成績評定点	点	
6.	工 種 分 類		
7.	問い合わせ先 (担当部署)		課 係 (場)

		묽	

年.		
T-	月	

受	注	者
X	1	^H

______ 様

(担当部署)

TEL

仙台市水道事業管理者

印

工事成績評定修正通知書

年 月 日付けで請負契約を締結した次の工事について、仙台市水道局工事成績評定要綱第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり評定した結果を通知します。 なお、評定の結果に疑義があるときは、この通知を受けた日から起算して 1 4 日(「休日」を含む。)以内に、書面により説明を求めることができます。

記

 1. 契約番号
 第

 2. 設計番号
 第

 3. 工事件名

 4. 完成検査日
 年月日

 5. 成績評定点
 点

 6. 工種分類
 部 課 係(場)

(様式4号)

項目別評定点

設計番号: 工事件名:

上事仵名:		1
考 査 項 目	細別	評定点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	点
		3.3 点
	Ⅱ. 配置技術者	点
		4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	点
		13.0 点
	Ⅱ. 工程管理	点
		8.1 点
	Ⅲ. 安全対策	点
		8.8点
	IV. 対外関係	点
		3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	点
		14.9 点
	Ⅱ. 品質	点
		17.4 点
	Ⅲ. 出来ばえ	点
		8.5 点
4. 工事特性(加点のみ)	I. 施工条件への対応	点
		7.3 点
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	点
		5.7 点
6. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献等	点
		5.2 点
7. 法令遵守等 (減点のみ)	工事事故等による減点	点
	総合評価による減点	点

評 定 点 合 計	点 100 点
-----------	------------

<< 参 考 >>

工事成績調書の評定点について

工事成績調書の評定点で64点以下になった場合、下表のような評定点に対して処分(有 資格者に対する指名停止に関する要綱実施要領)を行います。

工事成績評定点	措置及び期間
56~64点	注意喚起
46~55点	指名停止 一ヶ月
4 1 ~ 4 5 点	指名停止 二ヶ月
36~40点	指名停止 三ヶ月
3 5 点以下	指名停止 六ヶ月

※ 評定点が64点以下の場合、部長まで工事成績調書の供覧が必要です。

工事成績評定の原則

工事成績の評定で、評価の曖昧さ、評価者の恣意が入らないよう行うには、評価する際の具体的内容を定める必要があり、これによって各評価者は、設計図書・契約約款・共通 仕様書等で『定めた事項』と、受注者が完成に際して『提出した成果品』との『内容照合、確認』を『厳正』に行う必要がある。

この『厳正』の意味は、受注者が工事の施工にあたって、『工事成績・評定項目』について、『どのように履行』していたかの『事実』を、各評価者が『客観的な視点』をもって、『目視による現地確認』あるいは『文書または写真』によって『確認』することである。したがって、『確認の根拠のない』ものは、原則として評価してはならない。